

伊達市告示第50号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により、次のとおり定める。

平成24年3月30日

伊達市長 菊谷 秀吉

1 騒音規制法に基づく規制地域の指定

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音を規制する地域として次の図のとおり指定する。

「次の図」は、省略し、伊達市経済環境部環境衛生課に備え置いて縦覧に供する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。